

平成29年度

母子寡婦福祉会運営補助金

評価表 NO.

20

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課		担当者	菊地 恵				
事務事業名	母子寡婦福祉会運営費補助事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、母子寡婦福祉協議会運営費補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成29年度 予算額	250 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	250 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	会員数の維持		250人	平成34年度				
成果指標②								
補助対象者	母子・寡婦家庭							
補助対象経費	組織の運営及び活動に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	母子家庭等の就労・自立促進と福祉の向上を図る為に、会員の資質向上に向けた研修事業等の実施							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	年度当初会員数×1,000円							
上記項目の積算方法	経費の2分の1を乗じた額又は毎年4月1日現在の会員数に1,000円を乗じた額の少ない方の額							
補助を受ける過去3年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	524,383	45.6%	486,574	42.5%	454,099	44.3%
		会費収入	258,000	22.4%	250,000	21.8%	250,000	24.4%
		事業収入	265,894	23.1%	205,826	18.0%	204,095	19.9%
		寄付金・その他助成	489	0.0%	30,748	2.7%	4	0.0%
		市補助金	258,000	22.4%	250,000	21.8%	250,000	24.4%
		社協補助金	275,000	23.9%	256,000	22.3%	260,000	25.4%
		（前年度繰越金）	93,352	8.1%	153,122	13.4%	60,948	5.9%
		計	1,150,735	100.0%	1,145,696	100.0%	1,025,047	100.0%
	支出	事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	120,485	10.5%	112,014	9.8%	112,500	11.0%
		会議費	64,053	5.6%	62,992	5.5%	71,590	7.0%
		負担金	83,610	7.3%	97,160	8.5%	102,620	10.0%
		活動費	729,465	63.4%	812,582	70.9%	650,186	63.4%
		予備費	0		0	0.0%	5,000	0.5%
		（翌年度繰越金）	153,122	13.3%	60,948	5.3%	83,151	8.1%
		計	1,150,735	100.0%	1,145,696	100.0%	1,025,047	100.0%
		支出計/前年度支出計				99.6%		89.5%
	自己資金/前年度自己資金				92.8%		93.3%	
	翌年度繰越金/市補助金		59.3%		24.4%		33.3%	
	交付件数							
	成果指標の推移①							
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】							
	・戦後の寡婦の捉え方と、現在の寡婦の捉え方は変わってきている。補助をすることでの行政の目的を明確にし、目的に沿った団体育成に取り組まれない。							
	・母子寡婦福祉会の会員は母子家庭と寡婦であるが、父子家庭も対象とすることで会の活性化を図ることを検討されたい。							
	・母子寡婦福祉会の目的がある程度達成されているのであれば、会則の見直しを検討されたい。							
	【前回評価への回答】							
特記すべき事項等	・高齢化に伴い会員確保が困難な状況にある。							
	・父子家庭への呼びかけも実施されているようだが会員への登録がない。							
	・自立に向けた指導を行ってきたが、高齢化により行政支援を希望されている。							
	【事業のPR方法】							
	児童扶養手当の現況届時に会員拡大に向けてパンフレットとチラシを配布							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	この会は母子家庭・寡婦という特定の市民を対象とした組織であり、会員の福祉向上と利益増進に寄与している。最近では、父子世帯や会員外の市民に対しても、活動への参加や相談窓口を設けている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	② 今日の経済状況の中で、母子・寡婦家庭をめぐる生活環境は厳しい。相談窓口や就業・自立支援等が必要であり、会はその受け皿として関係機関との連携等の役割を果たしている。 会員の高齢化等で自主運営が難しい面もあり、引き続き支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	意識の多様化や母子世帯の多くが就業している中で、若い世代は加入を敬遠しているが、母子世帯・寡婦世帯の福祉向上と拠り所になっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	身近なところで助け合い活動や自立を促進していくためには、同じ様な環境にある者の自主的な運営が望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	会員数又は会の活動に応じた補助で、自らの会費とも同額であり妥当性はある。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	今後も若い世代の会員拡大や参加しやすい活動等を進め、将来的には補助を受けなくても運営できるように、自助努力を支援していく。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	母子・寡婦家庭で抱えている問題について、相談窓口や行政との繋ぎ等の役割もある。また、子育て支援資格取得者が、就学や疾病などで家庭援助・保育等が必要となるところへ地域で支援を展開している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	母子・寡婦家庭の支援を地域で身近に行えるということでは、母子寡婦福祉会に補助をすることは適当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助金については、各支部ごとの活動費として充てられるので、妥当性はある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 自力運営を指導するが、会員数の増が見込めないため、現状のまま継続となる可能性が高い。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 若い年代の会員拡大を図るため、積極的な広報活動が必要である。		〈まとめ〉

母子寡婦福祉協議会運営補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる母子寡婦福祉協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 母子寡婦福祉協議会運営補助金に係る補助事業等は、母子家庭及び寡婦家庭の福祉の向上に資するものでなければならない。

（補助金の額）

第3条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、毎年4月1日現在の会員数に1,000円を乗じた額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 母子寡婦福祉協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く）
- (2) 母子及び寡婦家庭の福祉に関する活動・研修に要する経費（食糧費を除く）
- (3) その他社会福祉活動に要する経費（食糧費を除く）

（交付の申請）

第5条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第6条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、母子寡婦福祉協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 社会福祉活動の実施回数及び参加人員数

(2) 研修の実施回数及び参加人員数

（補助事業者等の責務）

第9条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。

2 母子寡婦福祉協議会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成19年度において検討を行い，その結果に基づき，平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。